主 治 医　殿

阪南大学

登校許可書記入についてのご依頼

学校保健安全法で定められた学校感染症に罹患した学生につきまして、下記証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

登 校 許 可 書

学籍番号　（本人記入）	名前

上記の学生は下記の疾患に罹患、あるいは罹患の疑いがありましたが、症状が軽快し、他への感染のおそれがないものと考え、登校が可能であることを証明します。

出席停止期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

○印	疾患名		出席停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断）
	第1種感染症（　　）		治癒するまで
	インフルエンザ（　　型　）	第2種	発症後 5 日、かつ解熱後 2 日が経過するまで
	新型コロナウィルス感染症		発症後 5 日、かつ症状軽快後1日が経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失、または、5 日間の治療が終了するまで
	麻疹（はしか）		解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹（3日ばしか）		発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）		すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）		主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	第3種	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症※（　　）		

※その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症）

年　　月　　日　　医療機関名

住　　所

医　師　名　　印

※学生の皆さんへ

上記の学校感染症にかかった場合、登校ができません。

教務課に欠席届の申込をする際は、この登校許可書もしくは診断書のどちらか一方を提出してください。